

狂犬病予防注射と 飼い犬の登録について



[問合せ] 環境衛生課 ☎958-1111 (内線 2841)

犬の飼い主には『飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること』が法律(*)により義務付けられています。かかりつけの動物病院か最寄りの集合注射会場(下表)で、必ず予防注射を受けさせてください。(*)[狂犬病予防法]

※狂犬病は、人を含めた全ての哺乳類が感染し、発病すると治療方法がなく、ほぼ100%死亡する極めて危険なウイルス性の人獣共通感染症です。高度な医療が確立した現在も、世界では毎年約50,000人が発病死亡していると推定されています。

<集合注射会場> —実施日程表—

- ・狂犬病予防注射 [料金] 3,250円 (内訳: 注射費用 2,700円、済票交付手数料 550円)
- ・飼い犬の登録 [料金] 3,000円 (新しく犬を飼い始めた場合)

※ 釣り銭がいないように、料金の準備をお願いします。

実施日	時間	会場	実施日	時間	会場	
4月5日(火)	9:40 ~ 10:00	碓井4丁目公園 (西名阪高架下)	4月12日(火)	9:40 ~ 10:00	野々上府宮住宅集会所東側公園	
	10:20 ~ 10:50	王水町会館前		10:20 ~ 10:40	エコプラザはにふ	
	13:30 ~ 13:50	西浦1丁目公園 (ローレルコート横)		13:30 ~ 14:20	丹治はやプラザ	
	14:10 ~ 14:30	臥龍橋西詰河川敷 (スポーツ公園横)		14:40 ~ 15:10	郡戸共栄公園	
	14:50 ~ 15:20	白鳥神社東側				
4月6日(水)	9:30 ~ 10:10	陵南の森公民館	4月13日(水)	9:30 ~ 10:00	城山会館前	
	10:30 ~ 11:20	島泉集会所前		10:20 ~ 11:10	西浦公民館前	
	13:30 ~ 14:00	西川公園		13:30 ~ 13:50	市民体育館前	
	14:20 ~ 15:20	羽曳野市支所裏		14:10 ~ 14:50	羽曳が丘南公園 (7丁目)	
4月7日(木)	9:40 ~ 10:00	飛鳥出荷場	4月14日(木)	9:30 ~ 10:00	野々上公民館	
	10:20 ~ 10:50	社本神社南側		10:20 ~ 10:50	前伊賀田鶴団地集会所前	
	13:30 ~ 13:50	石川右岸河川敷 (新大黒橋北)		13:30 ~ 14:10	羽曳山上印公園	
	14:10 ~ 14:50	石川プラザ第2駐車場		14:30 ~ 15:10	桃山台1号公園	
4月8日(金)	9:40 ~ 10:20	ベビーハウス社協 (駐車場)	4月15日(金)	9:30 ~ 9:50	市立白鳥児童館運動広場	
	10:40 ~ 11:00	高之羽公園 (高鷲3丁目)		10:10 ~ 10:40	羽曳が丘ネオポリス公園	
	13:30 ~ 14:00	むつみの集会所公園		13:30 ~ 14:10	羽曳が丘中公園 (3丁目)	
	14:20 ~ 14:40	東除公園		14:30 ~ 15:20	羽曳が丘西中公園 (西3丁目)	
	15:00 ~ 15:20	めぐみ公園 (しなづせせらぎの道)				
4月11日(月)	9:40 ~ 10:30	広瀬神社	4月16日(土)	14:00 ~ 15:00	市役所本庁 (議会議場駐車場)	
	10:50 ~ 11:10	東阪田公園				
	13:30 ~ 13:50	尺度公民館前				
	14:10 ~ 14:40	羽曳が丘10丁目公園				
	15:00 ~ 15:30	河原城会館前				



※市ウェブサイトで各会場周辺の地図が確認できます。※ 飼い犬の死亡や、飼い主の転居など、登録事項に変更があった場合は、注射会場または環境衛生課まで届け出てください。

飼い犬登録 事務委託 獣医院	こかわ動物病院		南恵我之荘 2-9-3		938-8877		福田獣医科クリニック		誉田 3-13-3		958-8181	
	グランママ動物病院		野々上 2-24-4		952-3033		羽曳野動物病院		島泉 9-21-3		955-9377	
	畠山獣医科診療所		古市 6-18-4		956-9211		山村獣医科医院		軽里 3-3-4		958-3194	
	トム・ソーヤー動物病院		羽曳が丘 3-2-1		956-5880		古市動物病院		軽里 3-3-25		958-1263	



平成28年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域のお知らせ

「羽曳野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を決定しました。

衛生的で快適な生活と、河川環境の水質改善を図るため、公共下水道整備を促進し、現在約951ヘクタールの供用開始を行っています。今年度は、新たに約3.9ヘクタールの区域を決定、供用開始を行います。

【対象】 賦課対象区域(下表)の土地所有者

※ 受益者申告書(賦課対象区域図添付)を4月中旬に送付しますので、ご記入の上、返送をお願いします。

賦課対象区域		
古市7丁目の一部	誉田3丁目の一部	高鷲4・10丁目の一部
島泉3・8・9丁目の一部	恵我之荘3丁目の一部	南恵我之荘5・6・8丁目の一部
伊賀3丁目の一部	野々上4・5丁目の一部	はびきの4・5丁目の一部
桃山台4丁目の一部	学園前4丁目の一部	野の一部
檜山の一部	郡戸の一部	河原城の一部

※ 賦課対象区域図は下水道総務課(市役所別館4階)で閲覧できます。

●受益者負担金とは・・・

公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、一日も早く計画的に公共下水道整備を進めるためのもので、敷地面積1㎡当たり450円を乗じた額をご負担していただきます。

納付方法は一括納付と分割納付があり、一括納付の場合は報奨金を差し引いた額になります。

忘れない
暮らしの下に
下水道



「スイスイ」
下水道マスコットキャラクター

●問合せ● 下水道総務課 ☎958-1111 内線 2360